

お客様各位

加茂信用金庫

「預金規定」の改定および電子化のお知らせ

平素は当金庫をご利用頂き、厚くお礼申し上げます。

当金庫は、令和2年4月からの改正民法施行を踏まえ、下記により各種預金規定等を改定いたします。改定後の新规定は、規定改定前よりお取引のあるお客様にも適用いたします。

また、本改定にあわせて、今までご預金等、お取引の際にお渡ししておりました各種規定類の配布を終了させていただきます。

なお、各種規定類の交付を希望されるお客様は、いつでも当金庫窓口へお申し出くださいますようお願いいたします。

何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1. 改定する預金規定等

《要求性預金7規定》

- ①当座勘定規定(一般用) ②当座勘定規定(専用約束手形口用) ③総合口座取引規定 ④普通預金規定 ⑤貯蓄預金規定 ⑥納税準備預金規定 ⑦通知預金規定

《定期性預金9規定》

- ⑧自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)
⑨自由金利型定期預金規定(大口定期預金) ⑩期日指定定期預金規定
⑪変動金利定期預金規定 ⑫積立定期預金規定 ⑬定期積金(スーパー積金)規定
⑭財産形成期日指定定期預金規定 ⑮財形年金預金規定 ⑯財形住宅預金規定

《その他12規定》

- ⑰振込規定 ⑱夜間金庫規定 ⑲貸金庫規定 ⑳キャッシュカード規定
㉑キャッシュカード(法人用)規定 ㉒ICキャッシュカード特約
㉓しんきん法人インターネットバンキング利用規定 ㉔休眠預金等活用法共通規定
㉕個人インターネットバンキング利用規定 ㉖デビットカード規定
㉗盗難通帳等による預金等の不正な払戻し被害の補填に関する特約(個人のお客様へ)
㉘Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス規定

2. 改定日・適用開始日

令和2年4月1日(水)

3. 主な改定内容

◆「規定の改定」条項を新設します

- (1) この規定の内容については金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

◆「成年後見人等の届出」条項を追加します(下線部)

預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届けてください。

◆定期性預金の「利息」条項を改定します

(旧)当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合は、

(新)この預金を第〇条1項により満期日前に解約する場合には、

◆定期性預金の「預金の解約、書替継続」条項を新設します

この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

以 上